

静スポ協ス少第13号  
令和2年 5月18日

各市町スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人静岡県スポーツ協会  
静岡県スポーツ少年団  
本部長 海野 和雄

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うスポーツ少年団活動について

スポーツ少年団の活動につきましては、5月17日までの自粛を要請していたところですが、5月15日に「緊急事態措置に係る静岡県実施方針」が示されましたことから、5月18日以降の対応につきまして下記のとおり対応をお願いいたします。

#### 記

##### 1 団活動について

静岡県スポーツ少年団の各事業は5月31日まで自粛いたします。

各市町スポーツ少年団におかれましては、市町施設の方針及び学校の取組等を考慮し、対応していただきますようお願いいたします。

(5月31日までとした理由)

- ・ 県立学校の部活動が6月1日から段階的に再開する。
- ・ 緊急事態措置に係る静岡県実施方針中で「屋内スポーツ施設における感染防止対策」の中で「集団でのレッスン等については、当面の間、原則実施しない」と示されている。
- ・ 再開にあたって、別添感染防止対策に示された対策の周知等を行う。

##### 2 団活動の再開について

団活動の再開にあたりましては、別添「静岡県スポーツ少年団活動における感染防止対策」を留意し、対策を講じていただきますよう、各スポーツ少年団に対しご指導をお願いいたします。

公益財団法人静岡県スポーツ協会  
静岡県スポーツ少年団  
TEL：054-265-6464

## <静岡県スポーツ少年団活動における感染防止対策> (2020/5/18)

### ○活動参加の留意事項

- ①毎朝の検温をする。家族も同様。
- ②以下の事項に該当する場合は、自主的に参加しない。
  - ア 体調がよくない場合(例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
  - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
  - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- ③団員の練習参加は保護者に必ず同意を得て行う事とする。

### ○活動に向けた準備

- ①マスクを持参する【マスク予備も持参する】。

家から練習会場への移動時にもマスク着用（着替え時等のスポーツを行っている際や会話をする際にはマスクを着用すること。）
- ②個人用の洗浄液、除菌ティッシュ、薬用石鹸等を持参する。
- ③熱中症対策用の水分補給飲料は多めに持参する。
- ④スポーツ用具を複数の利用者が共用しないようにするため、利用者が所有するスポーツ用具を持参してもらうよう周知する。やむを得ず共用するスポーツ用具については、こまめに消毒する。

### ○活動中の留意事項

- ①団員に発熱有る場合は、保護者に連絡し練習には参加させない。
- ②室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うため、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行う。
- ③こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、団員、指導者、保護者との距離(できるだけ2 m以上)を確保すること。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。)

強度が高い運動の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける。
- ⑤走る・歩く等においては、前の人呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。
- ⑥コロナウイルス対策と併せて熱中症対策としてこまめな水分補給をする。涼しいところでマスクをはずして体を冷やす等の工夫をすること。
- ⑦マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず熱中症等、人体に影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知する。
- ⑧活動中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑨運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。
- ⑩タオルの共用はしないこと。
- ⑪飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにする。

## ○活動場所の留意事項

(更衣室、休憩・待機)

- ①休憩・待機場所は日陰での大きなスペースを確保。
- ②更衣室、休憩・待機スペースの広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。(障がい者の介助を行う場合を除く。)
- ③広さにゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ④室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等)については、こまめに消毒すること。
- ⑤換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

(洗面所・トイレ)

- ①トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒すること。
- ②手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求める。
- ③換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること

## ○活動終了後の留意事項

- ①帰宅する移動時もマスクを着用する。
- ②ゴミは各自で持ち帰る。

## ○見学者・観客の留意事項

- ①見学者・観客同士が密な状態とならないよう、一定の距離を保つようにし、必要に応じ、あらかじめ席の数を減らすなどの対応をとる。
- ②大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知する。